明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一一）　二
○開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同一二）　四
〔府令・省令〕
○経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・経済産業一）　三
〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働一）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二）　三
○農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三）　三
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・国土交通一）　三
〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁一三）　六
○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働一六）　七
○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同一七）　七
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同一八）　七
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同一九）　七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同二〇）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同二一）　八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同二二）　八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件（同二三）　八
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（同二四）　八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同二五）　八
○畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（農林水産・国土交通一）　八
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件（国土交通五七）　八
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和四年度令和四年十一月分）（財務省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家関係　八五
裁判所
破産、免責関係　八七
特殊法人等
社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、自動車損害賠償責任保険基準料率届出関係　一〇九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、水産業協同組合法第六十八条の二第一項の届出関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三五